

## 人勧・最賃一体のたたかいをすすめよう

# 主張

新聞全教

# 解説

人事院は、例年どおり、5月1日から民間給与の実態調査を始めました。人勧にむけた私たちの

重点要求は、①公務職場の賃金底上げと初任給の大幅改善、②非常勤職員の均等待遇、③所定勤務時間の短縮、④諸手当改善、自宅の住居手当廃止反対です。

貧困と格差の拡大が社会問題となる中、生活保護費や最低賃金の水準が問題になったり、残業代が支払われない「名ばかり管理職」がマスコミでも大きくとりあげられたりしています。

準の引上げのためにも、初任給の大幅改善は重要な課題です。

7月1日からは、「生活保護との整合性」を明記した改正最低賃金法が施行されますから、文字どおり最

で、非常勤職員の待遇改善を強く迫ってききましたが、少なくとも賃金の最低基準を検討する、というところまで追いつめています。

所定勤務時間は、昨年の人勧で今年も勧告する方向

外勤務手当の単価アップにもなります。

一方、自宅の住居手当の廃止が打ち出されています。教職員をはじめとする

地方公務員は、国家公務員に比較すると持ち家比率が高いために、多くが給与引き下がりになります。ガソリ

ン代等が高騰している折、諸手当の増額こそ実現させなければなりません。こうした諸要求の実現をめぐり、今すべての職場で人事院総裁宛の「賃金改善署名」がとりまわっています。人勧期に向けて、家族をはじめ、すべての教職員に署名を訴え、集めきりましょう。

(全教生権局長 蟹澤昭三)

## 公務員賃金の改善めざして 7月末まで署名に全力を！

他人事ではありません。青年教職員の暮らしには、本当に余裕がないと思います。が、実は、公務員賃金は、高卒の初任給水準においては生活保護基準とほぼ同じです。教職員全体の賃金水

準の引上げを求めるたたかいと人勧闘争を一体としてすすめる必要があります。また、国家公務員では非常勤職員の待遇が省庁によってバラバラです。この間の公務労組連絡会の交渉

であることが明らかにされている課題です。総務省の強い指導で、15分の休憩時間が廃止されましたが、今年には私たちが15分の勤務時間の短縮を実現するたたかいです。実現すれば、時間